

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	長野計器株式会社
【英訳名】	NAGANO KEIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 依田 恵夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長依田恵夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社11社及び持分法適用関連会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、調査委員会（委員長：深澤久仁汎社外監査役）を設置し、当社の貸付金の一部について、その貸付手続および貸付先等の事実関係およびその内容を調査してまいりました。

同調査の結果、当社の取締役が期中において仮払金の形で法人主要株主に資金提供を行うとともに、各四半期末において当社から代理店を経由し、または当社の子会社から直接の短期融資に振り替えた形にして仮払金の形を解消し、迂回した資金提供を実行していたという事実、問題点および法的評価を踏まえての提言などが記載されている調査報告書を受領いたしました。

当該調査報告書で明らかになった資金提供が生じた原因は、統制環境の不備及びモニタリングの不備に起因して全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。

すなわち、統制環境の不備は、取締役の監督機能及び監査役の監査機能が十分に機能しなかったことであります。

また、モニタリングの不備は、取締役及び従業員が同一部門の同一ポストに長期間留まる傾向にあり部長職を兼務することにより、組織間の相互牽制機能が働かなかつたこと及び不十分な内部監査体制であったことであります。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、質的影響の重要性を考慮した結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の不備については、当連結会計年度の会計監査人の財務諸表監査の過程で明らかになったため、当連結会計年度末日において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成22年3月期以降の関連当事者情報の注記を訂正し、平成22年3月期から平成25年3月期の有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会の調査報告書における事実関係、問題点及び法的評価を踏まえての提言を検討し、必要な改善及び措置を進め、以下のとおり再発防止策を講じ内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

- (1) 当社が提供した資金の早期回収
当社に関する課題は、まず当社の提供した資金の早期回収を図ることであり、その具体的方法は資金提供先が保有する有価証券を売却することで進めており、平成26年9月末を目途に回収を図る予定です。
- (2) 社内規程の遵守及び相互牽制機能の強化
職務分掌・権限規程等の運用を厳格にするとともに、同一の取締役及び部長職等の兼務は平成26年10月を目途に解消し、職務分掌・決裁権限基準の見直しは同年7月より着手し、同年10月以降より相互牽制機能の強化を図ります。
- (3) 内部監査部門が行う監査範囲の拡充
金融商品取引法で定めた内部統制の監査を重点的に実施してまいりましたが、平成26年7月よりこれを見直したうえで監査手順の整備を行い、同年10月より業務上の取引の手続きに関する適正性を担保する業務監査の拡充を図ります。
- (4) コンプライアンスマニュアルの見直し及びコンプライアンス教育の徹底
現行のコンプライアンスマニュアル(平成24年2月制定)の見直しは、平成26年7月より着手し、同年10月に完成したうえで、当社グループの従業員対象のコンプライアンスマニュアルの研修頻度を向上させ、コンプライアンス意識を浸透及び定着させてまいります。
また、取締役及び監査役につきましては、外部講師による研修の頻度を向上し、取締役及び監査役の監視・監督機能の強化を図るため取締役及び監査役のコンプライアンス意識を向上させてまいります。
- (5) 風通しの良い職場環境の構築
風通しの良い職場環境の構築に向け、平成26年7月に着手し、同年10月より個人の適性及び同一部門での在籍期間等を考慮し、人事の流動化に努めます。また、若手管理職の登用を図ります。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。